

監事監査報告書

令和 8 年 5 月 15 日

学校法人姫路文化学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人姫路文化学園

監事 西川 郁弘 

私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人姫路文化学園寄附行為第 27 条の規定により、学校法人姫路文化学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況について監査を行いました。

理事長から事業の報告を受け、重要書類を閲覧し、事業報告書及び計算書類等を調査した結果、業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人姫路文化学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。

監事監査報告書

令和 8 年 5 月 15 日

学校法人姫路文化学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人姫路文化学園

監事

加地 延行

私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人姫路文化学園寄附行為第 27 条の規定により、学校法人姫路文化学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況について監査を行いました。

理事長から事業の報告を受け、重要書類を閲覧し、事業報告書及び計算書類等を調査した結果、業務及び財産の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人姫路文化学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度を適正に表示しているものと認めます。